

## 1. 「孔子の教え」

昨年末から、日本の各地の映画館で、「孔子の教え」が上映されている。この映画は2009年に中国で、建国60周年を記念して、20億円を投じて作られたものである。私は年明けに時間を割いて、わざわざこの映画を観に行ってみた。しかし残念ながら、「孔子の教え」を体得することもできなかつたし、「孔子の偉大さ」に感涙することもなかつた。観終わったとき、「なぜ、今、孔子なのか」という疑問が残ったのみであった。映画の内容については、大先輩のはらだおさむ先生がうまくまとめておられるので、それを借用して、以下に紹介しておく。

なお当映画は、現在、東京の銀座にある「シネスイッチ銀座」で上映中である。

紀元前五〇一年の中国。晋・齊・楚の大国三国に隣接する小国・魯の国政は、権力を握る三桓と呼ばれる三分家により混乱していた。君主・定公は安定した国を築くため、孔子に大司寇の位を授ける。孔子はその期待に応え、次々と改革を進める。殉葬など古い習慣の撤廃や新しい礼節の制定だけでなく、齊との同盟条約を無血で締結させ、外交でも力を発揮した。孔子の非凡な才能は各国に伝わり、他国の為政者は孔子に関心を寄せる。なかでも衛の君主・靈公の妻で実質的な権力者である絶世の美女・南子は孔子を気に入り、自国に引き込もうと画策する。衛や齊から孔子を招聘したいという書簡が次々と届き、孔子の功績は季孫斯ら三桓も認めるところとなる。

紀元前四九八年、孔子は国相代理となる。

孔子は三桓の影響力を弱めようとひそかに動き出す。しかし、孔子の弟子・公伯寮の密告により、そのことが三桓に知られてしまう。三桓は君主・定公を抱きこみ、孔子を魯から追い出す。孔子は家族を残し、旅に出る。顔回や子路をはじめ多くの弟子たちが合流する。孔子たち一行の諸国巡遊の旅の先には、数々の出会いと別れのドラマが待ち受けていた・・・(goo 映画)。

劇場で買い求めたこの映画のパンフレットの第1ページには、周潤發の演じる孔子が、遠方をみつめて立っており、右上には、大きく、「天を恨まず、人を咎めず」という文字が刷り込んであった。このページを見て、いっそう私は、この映画の意図がわからなくなった。なぜなら、論語の多くの名言の中から、わざわざこの文言が、筆頭として選ばれた理由が理解できなかったからである。

私は、論語や孔子、儒教に通暁しているわけではないが、人並みには勉強したつもりである。若きころ、師事していた皆川節夫陸軍大尉からは、いろいろな場面で、論語に書いてある文言を体得させられたこともある。また文化大革命終盤に、批林批孔運動が起き、孔子の批判が行われたときは、その真相に迫ろうとして、孔子の生き様を学んだものである。それでも論語、孔子、儒教などについては、漠然とした認識しか持ち得なかつた。そのような中で私は、20年ほど前、加地伸行氏の「儒教とは何か」という本に出会った。私はこの本を読んで、それまで持っていた論語、孔子、儒教などの断片的知識が、頭の中で整理統合されたような気がした。それは下記のような加地氏の主張に接したからである。

加地氏は上掲書で、徳治と法治という概念を提起し、「徳治とは、文字どおりに言えば、道徳による政治ということになる。しかし、それは主として共同体の道徳(習俗・慣習)に従うという意味である。しかし、世にはいろいろな人間がいる。こうした習俗・慣習に従わない者が必ずいる。とすれば、当然、罰を加えることになる。つまり、道徳が上にあり、それに従わない者に対して法的罰則を加えるわけである。徳治にも法治がもちろん必要なのである。ただし法治が不要になるよう徳治を図ってゆくとする考えかたであった」と書いている。

さらに加地氏は、「儒教は、①一族が亡き祖先を追慕して祭ること、すなわち招魂再生儀礼、②生きてある親につくすこと、③祖先以来の生命を伝えるための子孫を産むこと、この三者を合わせて“孝”と称し、儒教理論の根本とした。孝とは、祖先という過去、親という現在、子孫という未来にわたって生命が連続することに基づく思想なのであって、現在の親だけを対象とするものではない」、「儒教の宗教性は現代においてしぶとく生き残っている。すなわち、孝である。祖先崇拜・親への敬愛・子孫の存在という三者を一つにした生命論としての孝、死の恐怖・不安からの解脱に至る宗教的孝である」と書いている。

現在、中国では拝金主義が横行し、人心が荒み、道徳が崩壊しているといわれている。「一人はみんなのために、みんなは一人のために」とか、「能力に応じて働き、必要に応じて受け取る」というような共産主義のモラルは絶えて久しい。また万民平等の社会は崩れ、大金持ちと貧乏人が同居する極端な格差社会に立ち至ってしまっている。社会の底辺には、為政者への不平不満が鬱積している。このような現実社会を前にして、胡錦濤政権は「和諧社会」実現の精神的バックボーンとして、「孔子の復活」をとりあげ、共産主義思想が形骸化した後の求心力として持ち出したのである。このように考えれば、「天を恨まず、人を咎めず」という孔子の文言は、為政者を免罪し、人民にさらなる自助努力を求めている

とも理解できる。いずれにせよ儒教は、徳治を目指し、孝を軸として、現政権の安定を図ろうとするものである。

余談になるが、中国政府は世界中に「孔子学院」を作り、孔子の思想を中国伝統文化として売り出し、ソフト・パワーとして世界各国への進出を果たそうとしている。2011年10月現在、「孔子学院」は世界91か国に322校の拠点を持つ。この「孔子学院」は中国語の普及に役立てようとするものとして、中国語の教師の無償派遣や教材などの無償提供などを含めて、各国に大きなメリットを与えているため、現在、急速に拡大している。保守派の論客たちは、これを中国のスパイ活動網の急拡大だと叫んでいる。しかし実態はその恐れとは、かなりかけ離れている。私は北京の「孔子学院」の本部に見学に行ったことがある。そこで私は、案内してくれた先生から、「大学を卒業したばかりの若者たちが、2年間の勉強の後、中国語教師として世界へ派遣されるシステムになっている」と聞いた。授業内容や教材も見たが、それがスパイ養成学校であるとは、とても思えなかった。また彼ら「一人っ子世代」の若者の登下校の様子などをつぶさに見て、彼らが孔子の思想を体得しているとは思えなかったし、ましてやそれを世界各国で普及できるとは考えられなかった。さらに私は、数年前に、日本のある大学の「孔子学院」から講演の依頼を受けたことがある。私が教室に勇んで行ってみると、その場にいた聴講生は2名、遅刻してきた学生を含めて、総数は5名という状況で、拍子抜けしたことがあった。私は「孔子学院」は国家財政の無駄使いではないかと思っている。近日中に、世界中の「孔子学院」の実情を調査し、中国のソフト・パワーとやらの真の姿を浮き彫りにしたいと思っている。

「孔子の復活」は、2000年以上前の思想の復活であり、それは共産主義とは相反する思想でもある。したがって中国内の保守派、つまり共産主義を信奉する人たちからの反対の声も小さくない。昨年春、天安門前に作られた巨大な孔子像が数か月後に撤去されたり、いったん公表された「孔子世界平和賞」が中止となったり、中国内でもドタバタ劇が続いているのは、その現れであると考えられる。それでも中国政府は、荒みきった中国人民の心に、「孔子の復活」という形でモラルを持ち込まざるを得ないのである。昨年来、中国では、「交通事故などに遭った怪我人を助けられない人たちが」急増し、モラルの崩壊が声高に叫ばれるようになった。果たして、中国社会は「孔子の復活」だけで、モラルを回復させることができるのだろうか。

## 2. 「老年人權益保障法」

私は昨年末、「『仮面の大国』中国の真実」(王文亮著、PHP 研究所発行)を読んでいて、中国に「老年人權益保障法」があることを知った。私は中国に、このような法律があることも知らなかったし、身近ではこの法律を利用したという話も聞いたことがなかったので、さっそく中国人弁護士にこの法律の有無を問い合わせしてみた。すると、すぐにその法律の全文を、判例付きで送信してきた。以下にそれを、簡単に紹介する。ただし私の友人に急いで翻訳してもらったので、これを引用する場合には、原文と照合し確認していただきたい。

「老年人權益保障法」は、1996年10月から施行され、2009年8月に一部修正が加えられている。全文50条で、第1章が「総則」、第2章が「家庭介護と扶養」、第3章が「社会保障」、第4章が「社会発展への参加」、第5章が「法律責任」、第6章が「付則」と成っている。総則と第2章がおもしろいので、その一部を書き出しておく。

### 第一章 総則

第一条 高齢者の合法的權益を保障し、高齢者の介護事業を発展し、中華民族の敬老、養老の美德を広げるために、憲法に基づいて本法を制定する。

第二条 本法で言う高齢者とは、60歳以上の公民を指す。

第三条 国家と社会は、高齢者の社会保障制度を健全化し、高齢者の生活、健康、社会発展への参与の保障を徐々に改善し、介護、医療、娯楽などのサービスを実現するために必要な措置を取る。

第四条 国家は、高齢者が合法的權益を享受することを保護する。高齢者には、国家及び社会から物質的援助を得る権利及び社会発展の成果を享受する権利を有する。高齢者を軽視、侮辱、虐待し、見捨てることを禁止する。

### 第二章 家庭介護と扶養

第十条 高齢者の主な拠り所は家庭であるため、家庭の構成員は高齢者に関心を持って世話をしなくてはならない。

第十一条 保護者は、高齢者に対して経済的サービス、生活上のサービス、精神的サービスを履行し、高齢者の要求に努めなくてはならない。保護者とは、高齢者本人の子供及び他の合法的介護義務を有する人を指す。

保護者の配偶者は、保護者の介護履行義務に協力しなくてはならない。

第十二条 保護者は、患者の高齢者に対して医療費を提供し、看護しなくてはならない

第十三条 保護者は、高齢者に条件の良い部屋を手配しなくてはならない。または高齢者を強制的に条件の悪い部屋に泊まらせてはならない。高齢者は自分が家或いは賃貸部屋を持っている場合、子供或いは他の親戚の人はその所有権を侵害したり、勝手に所有権ないし契約書を変更したりしてはならない。保護者には、高齢者個人が持つ部屋を修理する義務がある。

第十四条 保護者には、高齢者の畑の耕作を引き受け、高齢者の樹林や家畜を世話する義務がある。その収益の所有権は高齢者に有する。

第十五条 保護者は、相続権を放棄し、或いは他の理由で介護義務の履行を拒否してはならない。保護者は保護義務を履行しなかった場合、高齢者は保護者に対して介護費を要求する権利を持つ。保護者は、高齢者に対して労働などを要求してはならない。

第十六条 高齢者と配偶者は、相互扶養する義務を持つ。兄、姉を扶養する弟、妹は成年になって負担能力がある者には、保護者のない兄、姉を扶養する義務がある。

第十七条 保護者の間に介護義務を履行するための契約書を結ぶことができるが、それは高齢者から同意を得なければならない。そして住民委員会、村民委員会或いは保護者が所在する組織は、その契約の履行を監督する。

第十八条 高齢者の婚姻自由は法律によって保護される。高齢者の子供や他の親族は、高齢者の離婚、再婚、結婚後の生活に干渉してはならない。保護者の介護義務は、高齢者の婚姻関係によってなくなることはない。

第十九条 高齢者には、法律に基づいて個人の財産を処分する権利を有する。子供やほかの親族は、それに干渉してはならない。そして、高齢者の財産を強制に受け取ってはならない。高齢者には、法律に基づいて親、配偶、子供及び他の親族の遺産を継承する権利と、それを相続させる権利を有する。

私がこれらの条文を読んで考えさせられたことは、これらはほとんど徳治の次元で解決しなければならない問題であって、中国はそれをあえて法律化しなければならない社会であるという現実である。しばらく前まで、よく「中国は人治の国で、法治の国ではない」ということを聞いたが、この法律などは法治の極みであると思う。またこの法律が、すでに1996年の時点、つまり中国がまだ格差社会の入り口に立とうとしていたときに施行されているのにも驚いた。さらに私は、弁護士から送ってきた判例を読み、啞然とした。その判例の一部を以下に紹介する。

**判例1. 河南省汝南县人民法院: 2006年6月9日判決。** 息子である彭順が、長期の療養中の母親の面倒を見切れず、母親に手切れ金3000元を渡し、親子の縁を切る協議書にサインさせた。その後、母親は治療費が高額となったため、この協議書の破棄と息子に扶養義務を果たすようにと裁判所に訴えた。裁判所は母親の訴えを認め、息子に扶養義務を課した。

**判例2. 2004年判決。** 陳氏夫婦には1男1女があり、両親が高齢化したため、2003年、家族会議を開き、息子が母親を、娘が父親を養うと決め、耕地などの財産を分けた。2004年末、母親がなくなり、同時に娘の果樹園が大損をする事態となったため、父親は息子に頼ろうとした。ところが息子は家族会議の決定をたてに、それを拒否したので、父親が裁判所に訴えた。裁判所は、息子に父親に毎月100元を支払うようにとの判決を下した。

**判例3. 2003年判決。** 70歳の趙さんは、2001年、妻に先立たれたので、寂しくて、2003年、隣村の60歳のお婆さんと再婚した。すると趙さんの息子は、それまで趙さんに払っていた扶養費を支払わなくなった。趙さんは扶養費の支払いを求めて、裁判所に訴えた。裁判所は趙さんの息子に、引き続き扶養の義務を果たすようにとの判決を下した。

**判例4. 2007年判決。** 68歳の張さんは、自分の住宅を持っていたが、しばらくの間、それを息子さんに貸していた。張さんは高齢になり、生活も苦しくなってきたので、息子さんに部屋を明け渡すように頼んだが、息子さんは拒否した。張さんは部屋の返却を求めて、裁判所に訴えた。裁判所は、張さんの息子に、部屋を返却するようにとの判決を下した。

私はときどき、日本のテレビなどでやっている法律相談番組を見るが、上記のような親子間の係争はあまり見たことがない。中国はやがて日本以上の高齢化社会に突入していく。中国政府は、そのときまでに、「孔子の復活」、つまり徳治で、老人問題を解決することができるのだろうか。いずれにせよ、この「老年人權益保障法」は、悪法として消え去ることが望ましいのではないだろうか。

さて今回、「孔子の教え」を観た後、私は改めて加地氏の上掲著を読み直してみた。そしてそこに、「いまなぜ儒教なのか」という見出しの下記のような文章を見つけ、驚いた。

「周知のように、近・現代国家は、国家と個人との中間に存在する共同体を叩きつぶし、個人が国家を成り立たせるシステムを作ってきた。しかし、そのようにして中央集権化し巨大な力を持った近・現代国家は、個人の諸問題に十分応える力があるのかどうか、疑問が持たれるようになってきた。たとえば老人介護問題である。老人に年金を与え、動けなくなったら病人として病院へ送り込む。一方、元気な老人は老人ホームに入れる、というのが、個人の上に成り立つ近・現代国家の回答である。要は、年金額を増やし、老人病院、老人ホームを充実するという物的対策である。だが、人間は物ではない。多額の年金、十分な医療、快適な老人ホームがある—しかし、家族はだれも来ないとすれば、物的に豊かであったとしても、果たしてそれが真に幸せであるのかどうか。個人の立場を徹底した近・現代国家が、ようやくな

にかしらいきづまりを感じはじめてきた」。

この加地氏の指摘を、20年後の日本社会はまったく未解決である。逆に年金さえも支払い不能になり、「物的なゆたかさ」にも限界が見えつつある。中国の「孔子の復活」を揶揄するのは簡単だが、果たして日本は、どのような思想を持ちだして、この問題を解決するのか。私たち団塊の世代は、必ず、新たな思想を創出して、この難局を乗り越えなければならない。

以上